

内閣府、総務省、法務省、
○財務省、厚生労働省、農林水産省、令第一号
経済産業省、国土交通省

犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第四条第一項及び第二項（これら
の規定を同条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）並びに第四項の規定に基づき、犯罪に
よる収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和五年二月一日

内閣総理大臣 岸田 文雄

総務大臣 松本 剛明

法務大臣 齋藤 健

財務大臣 鈴木 俊一

厚生労働大臣 加藤 勝信

農林水産大臣 野村 哲郎

経済産業大臣 西村 康稔

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成二十年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

(本人確認書類)

第七条 前条第一項(第十二条第一項において準用する場合を含む。)に規定する方法において、特定事業者が提示又は送付を受ける書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類のいずれかとする。ただし、第一号イ及びハに掲げる本人確認書類(特定取引等を行うための申込み又は承諾に係る書類に顧客等が押印した印鑑に係る印鑑登録証明書を除く。)並びに第三号に定める本人確認書類並びに有効期間又は有効期限のある第一号ロ及びホ並びに第二号ロに掲げる本人確認書類並びに第四号に定める本人確認書類にあつては特定事業者が提示又は送付を受ける日において有効なものに、その他の本人確認書類にあつては特定事業者が提示又は送付を受ける日前六月以内に作成されたものに限る。

- 一 自然人(第三号及び第四号に掲げる者を除く。) 次に掲げる書類のいずれか

「イ」ハ 略

- ニ 印鑑登録証明書(ハに掲げるものを除く。)、戸籍の附票の写し、住民票の写し又は住民票の記載事項証明書(地方公共団体の長の住民基本台帳の氏名、住所その他の事項を証する書類をいう。)

改正前

(本人確認書類)

第七条 「同上」

- 一 「同上」

「イ」ハ 同上

- ニ 印鑑登録証明書(ハに掲げるものを除く。)、戸籍の謄本若しくは抄本(戸籍の附票の写しが添付されているものに限る。)、住民票の写し又は住民票の記載事項証明書(地方公共団体の長の住民基本台帳の氏名、住所その他の事項を証する書類をいう。)

ホ 「略」

「二
〜
四
略」

ホ 「同上」

「二
〜
四
同上」

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この命令は、公布の日から施行する。